

# 令和5年度 さいたま市立 放課後児童クラブ 入室のご案内

## ■申込みについて

入室希望月		受付期間	受付場所	受付日時
4月	1次申込み	令和4年11月11日(金)～ 令和4年11月30日(水) ※受付時の不足書類は令和5年1月10日(火)までに各区支援課へご提出ください。 ※令和4年10月1日(土)以降 令和5年4月30日(日)までに転入予定の方は、令和5年1月10日(火)まで申込みを受け付けます。(受付：支援課のみ)	各区支援課 児童福祉係	月～金曜日(※祝日は除く) 午前8:30～午後5:15 ※ただし、11月27日(日)のみ、午前8:30～午後5:15に受け付けます。
	2次申込み	令和4年12月1日(木)～ 令和5年2月13日(月)	各区支援課 児童福祉係	月～金曜日(※祝日は除く) 午前8:30～午後5:15
	随時申込み	2次申込み期間の後に申し込まれた方については、欠員が生じた日の翌週に随時選考を行います。希望がある方は早めにお申し込みください。		
5月以降	随時申込み	入室希望日の1か月前～ 入室希望日の属する週の前々週の最終開庁日まで		

※放課後児童クラブでの受付は、1次申込みのみとなります。2次・随時の申込みや不足書類の受付はできません。

※支所・市民の窓口では申込みの受付を行っておりません。

※さいたま市に転入予定の方は5ページをご覧ください。

※4月入室の1次申込みは、郵送による書類提出も可能です。郵送される場合は、必ず5ページをご確認ください。

※申込書は、入室を希望する期間の最終日まで有効です。入室希望日に入室できなかった場合であっても、新たに提出する必要はありません。

※第1希望クラブは、原則、通学区のクラブになります。転居や就学指定校の変更等で通学区以外のクラブを希望する場合は、各区支援課までお問い合わせください。

※民設の放課後児童クラブへの申込みについては、各クラブに直接お問い合わせください。

## ■選考について

選考区分	選考の対象者	選考結果に関するお問合せ ※選考結果は郵送により通知しますが、以下のとおりお問合せを受け付けます。
1次選考	・1次申込みをした方	令和5年2月6日(月)から受け付ける予定です。
2次選考 ※1次選考後に欠員が生じた場合に実施	・1次選考で入室できなかった方 ・2次申込みをした方	令和5年2月27日(月)から受け付ける予定です。
随時選考 ※2次選考後に欠員が生じた場合に実施	・2次選考で入室できなかった方 ・随時申込みをした方	申込み時にお尋ねください。

※選考についての詳細は、3ページをご覧ください。

# 目 次

	ページ
放課後児童クラブとは .....	1
開室時間と閉室日 .....	1
入室の対象となる児童 .....	1
入室できる期間 .....	2
選考について .....	2
選考から入室までの流れ .....	3
指導料 .....	4
指導料の納付 .....	4
おやつ代 .....	4
郵送受付について .....	5
さいたま市に転入予定の方 .....	5
入室申込みに必要な書類 .....	6
書類の提出期限 .....	7
申込内容に変更が生じた場合 .....	7
申込書等記入上の注意 .....	8～11
公設放課後児童クラブ一覧 .....	12～13
民設放課後児童クラブ等について .....	13

## ○ 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が就労や疾病等の理由で、昼間児童の面倒を見ることができないことが常態(※)となっている小学校1年生から6年生までの児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図ることを目的に設置された施設です。

※【常態とは】午後2時30分以降に保護者が児童の面倒を見ることができない日が月曜日から土曜日のうち3日以上ある状態が1か月以上続き、施設を週3日以上利用する必要がある状態をいいます。

## ○ 開室時間と閉室日

開室時間	小学校の授業のある日	放 課 後 ～ 午 後 7 時
	小学校の授業のない日（学校長期休業期間等）	午 前 8 時 ～ 午 後 7 時
閉 室 日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）及び市長が特に認める日	

## ○ 入室の対象となる児童

入室対象となるのは、原則として以下の①～③の全てを満たす児童です。

- ① 市内に住所を有し、小学校に通う1年生から6年生までの児童であること
- ② 児童クラブへの登室や身の回りのことを一人で行うことができること
- ③ 保護者が2ページの表のいずれかの事由により、午後2時30分以降に児童の面倒を見ることができない日が月曜日から土曜日のうち3日以上ある状態が1か月以上続き、週3日以上施設利用が必要であること

※週3日以上利用のない状態が2か月以上続いた場合は、事情を聴取し、状況によっては退室となります。

※学校長期休業期間（春、夏、冬休み）中は、月曜日から土曜日のうち3日以上かつ開室時間のうち3時間以上、就労等で児童の面倒を見ることができなければ、入室の対象となります。

※原則、育児休業取得期間中は入室の対象となりません。ただし、4月入室に限り4月30日までに育児休業から復帰することを条件に4月からの入室ができます。育児休業取得期間中の勤務証明書と育児休業の申立書が必要になりますので、詳しくは各区支援課までお問合わせください。また、入室が決定した場合は、育児休業から復帰した後に発行された勤務証明書と申込内容変更届の提出が必要です。

## ○ 入室できる期間

No.	入室事由		入室期間
1	就 労	居宅外又は居宅内で労働していること	就労している期間で、最長で年度末（3月31日）まで。 ただし、「入室の対象となる児童」③を満たす就労でない場合は、求職活動と同様の入室期間となります。
2	求 職 活 動	求職活動をしていること	入室した日から2か月。 ただし、この間に「入室の対象となる児童」③を満たした就労を開始し、勤務証明書を提出した場合は、期間を最長で年度末（3月31日）まで延長します。
3	就 学	就学していること	就学している期間で、最長で年度末（3月31日）まで。 ただし、「入室の対象となる児童」③を満たす就学でない場合は、求職活動と同様の入室期間となります。
4	出 産	保護者が出産予定であること	出産予定日を含めた、最長3か月以内の期間。
5	病 気	疾病又は負傷している状態にあること	左記事由により、入室を必要とする期間で、最長で年度末（3月31日）まで。
	障 害	心身に障害を有していること	
	看護・介護	同居及び別居の親族を常時看護・介護していること	
6	災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	災害復旧が完了するまでの期間で、最長で年度末（3月31日）まで。

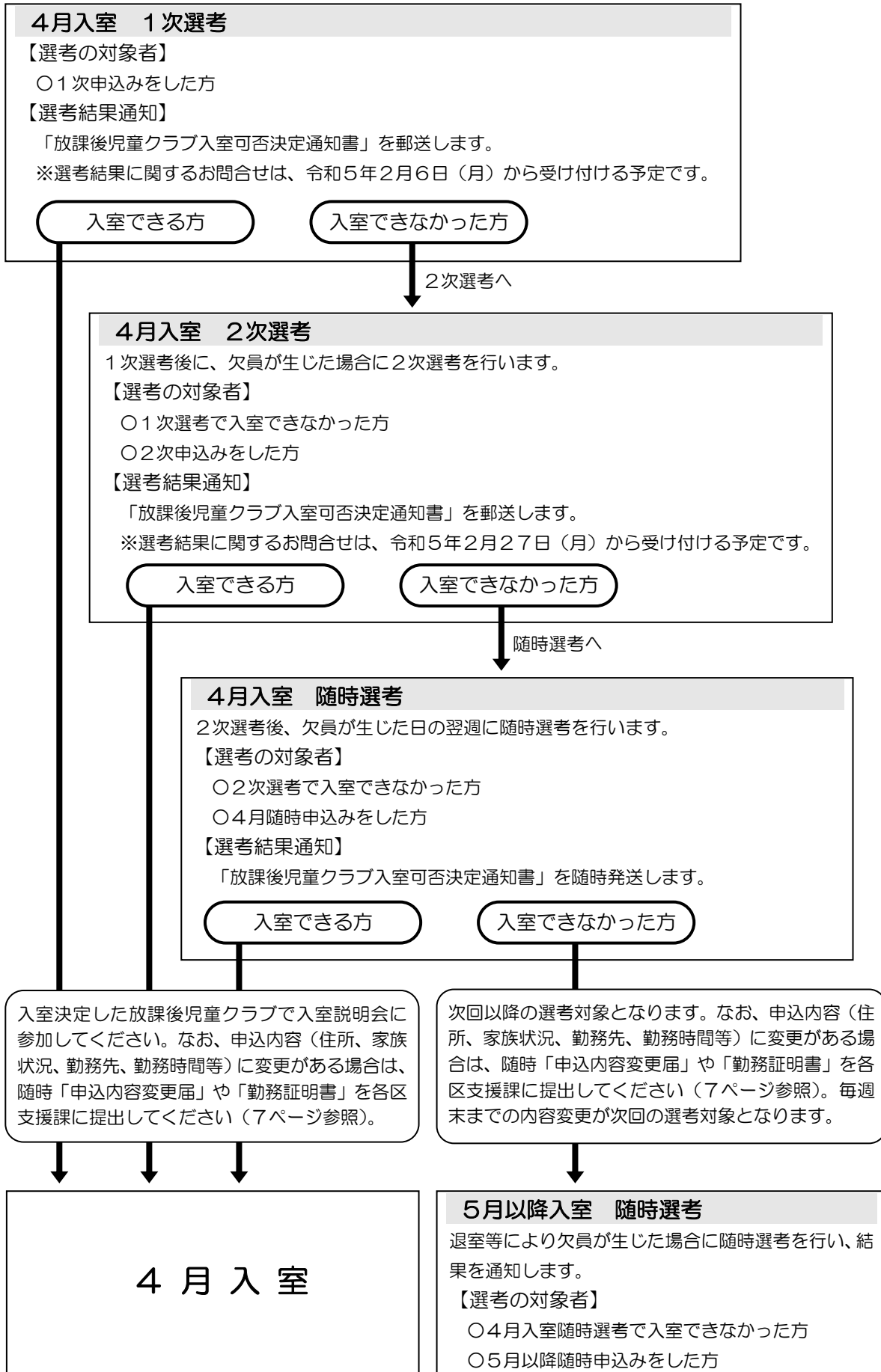
※令和6年度も入室を希望する場合には、新たに申込みが必要となります。

※入室申込みに必要な書類に関しては、6ページをご確認ください。

## ○ 選考について

- 入室希望者数が各放課後児童クラブの定員（年度途中においては空き人数）を超えた場合は、申込み順や抽選ではなく、入室を必要とする理由（勤務時間、勤務日数等）や世帯状況等を指数化して選考を行い、その指数が高い方から入室となります。そのため、選考の結果、入室できないこともあります。
- 保護者の「入室を必要とする理由を証明する書類（6ページ2①～⑥記載の書類）」が提出されない場合は、入室対象となりません。
- 保護者以外の18歳以上の同居者（住民票上別世帯のもの、二世帯住宅や同一敷地内別棟の親族等を含む。以下同じ。）分の「入室を必要とする理由を証明する書類（6ページ2①～⑥記載の書類）」が提出されない場合は、指数が下がります。
- 申込内容について、電話等により確認する場合があります。
- 児童の発達状況などをより理解するために後日、実際に児童クラブでの生活を体験していただく場合がありますのでご了承ください。対象となる方は支援課からご連絡します。

## ○ 選考から入室までの流れ



※入室できなかった方への通知は初回のみとなり、それ以降は入室が決定した場合に再度通知します。

## ○ 指 導 料

指導料は、保護者及び同居祖父母の（以下世帯と称する）の令和4年分の所得税課税状況、令和4年度（令和3年分）の市町村民税課税状況等により決定します。下表でご確認ください。

階 層 区 分		指導料（月額）	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、及び中国残留邦人等の支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除く 令和4年分の 所得税非課税世帯	令和4年度（令和3年分）の 市町村民税非課税世帯	0円
C		令和4年度（令和3年分）の 市町村民税課税世帯	2,000円
D	A階層を除き令和4年分の所得税課税世帯		8,000円

※各階層における市町村民税とは、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除（①地方公共団体、②共同募金会、③日本赤十字社、④その他市の条例で定める団体に対する寄附金）、配当控除、外国税額控除を控除する前の税額を、所得税課税額は、住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除、寄附金控除（①国又は地方公共団体、②共同募金会、③日本赤十字社に対する寄附金）、配当控除、外国税額控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別控除をそれぞれ控除する前の税額をいいます。

※年度の途中において、所得税の確定申告、修正申告等による更正があり、その写しを提出した場合には、指導料が変更となる場合があります。

※課税状況については、税制改正により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ分があったものとして取り扱います。

※指導料決定用資料（7ページ記載の源泉徴収票や確定申告書の写し）が期限を過ぎても未提出の場合、D階層 8,000円での認定になります。

## ○ 指導料の納付

- ・指導料の納付期限（口座振替日）は各月末です。

※前払いではありません。

※月末が土曜日、日曜日、国民の祝日等の場合は、金融機関等の翌営業日が納付期限（口座振替日）となります。

- ・原則として口座振替をお願いしております。ただし、ゆうちょ銀行はお使いいただけません。

※前年度又は前々年度に入室していた場合、原則としてその時の口座から指導料を振替させていただきます。口座を変更したい場合は手続が必要ですので、各区支援課までお問合わせください。

## ○ おやつ代

おやつ代は、指導料とは別に、月額2,000円（実費）が保護者負担となります。

## ○ 郵送受付について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、混雑が予想される令和5年4月入室1次申込みについては、郵送による提出も受付いたします。郵送提出の際は、以下を必ずご確認ください。

### 【郵送受付期間】

- 令和4年11月11日（金）～令和4年11月30日（水）※受付期間内の消印有効

### 【注意点】

- 書類到着後、1週間程度で受付確認票を送付いたします。受付確認票が届かない場合には、各区支援課へ到着確認のご連絡をいただくようお願いいたします。
- 郵便事故等による書類の未着等については責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 日程に余裕をもってご郵送ください。また、簡易書留やレターパック等、記録が残る方法での提出をお勧めします。

### 【送付先】

- 第1希望クラブを管轄している区（12～13ページ「公設放課後児童クラブ」参照）の  
区役所支援課 児童福祉係  
※住所等については、本案内の裏表紙をご確認ください。

## ○ さいたま市に転入予定の方

さいたま市外にお住まいの方が、さいたま市の公設放課後児童クラブの利用を希望する場合の申込方法は次のとおりです。不明な点や書類が提出できない場合は、区役所支援課へ事前にお問い合わせください。

### 【入室申込み受付先】

区役所支援課 児童福祉係

### 【入室申込みに必要な書類】

- ① 6ページ記載の提出書類（提出期限については、7ページをご覧ください）
- ② ①に加えて
  - ア さいたま市内に新たに住居を用意する場合
    - a 転入に関する誓約書
    - b さいたま市に転入することが確認できる書類（不動産売買契約書、賃貸借契約書等）の写し
  - イ すでにさいたま市内にお住まいの方（祖父母等）と同居する場合
    - c 同居申立書兼転入誓約書

※アの「b さいたま市に転入することが確認できる書類の写し」については、4月入室の1次申込みの場合は、令和5年2月13日（月）が提出期限です。

※入室希望日はさいたま市への転入日以降の日付で記入してください。



# ○ 入室申込みに必要な書類

<input type="checkbox"/> <b>1 入室申込書（家族状況調書・児童の記録）</b> ※入室希望児童1人毎に1枚必要となります。 申込者は生計中心者をご記入ください。		
<b>2 入室を必要とする次のいずれかの理由を証明する書類</b>		
<input type="checkbox"/> ① 就労	勤務証明書 ※必ず、さいたま市所定の様式を使用してください。 ※変則勤務で週当たりの勤務時間・勤務日数が異なるため、勤務時間欄に記入ができない場合、直近3か月程度のシフト表を添付してください。 ※採用予定又は入室基準を満たしていない勤務証明書を提出する場合は、あわせて誓約書もご提出ください。入室後2か月以内に就労の基準を満たし、勤務証明書（勤務開始もしくは変更後に証明されたもの）を再提出する必要があります。 ※育児休業から復帰することを条件に4月入室の申込みをした場合は、4月30日までに勤務を開始し、勤務証明書を再提出する必要があります。 ※自営業の方は勤務状況がわかる書類（確定申告書の控えの写し、事業案内、収支内訳書の写し等）もあわせてご提出ください。	<b>提出対象者</b> 保護者及び18歳以上の同居者（住民票上別世帯のもの、二世帯住宅や同一敷地内別棟の親族等を含む。以下同じ。）で、入室を必要とする理由がある方全員
<input type="checkbox"/> ② 求職活動	誓約書（提出対象は保護者のみです。同居親族等は、誓約書の提出があっても、入室を必要とする証明にはなりません。）	
<input type="checkbox"/> ③ 就学	在学（入学）証明書又は合格通知書、及びカリキュラム表	
<input type="checkbox"/> ④ 出産	母子健康手帳の写し（出産予定日記載箇所）	
<input type="checkbox"/> ⑤	病気 医師の診断書（保育困難であることが明記されているもの）	
	障害 療育手帳の㉠～㉢又は身体・精神障害者手帳の1級～3級の写し 介護申立書及び看護・介護対象者の次のいずれかの書類 ①療育手帳の㉠～㉢又は身体・精神障害者手帳の1級～3級の写し ②要介護認定を受けた介護保険証の写し（要支援を含む） ③医師の診断書（保育困難又は看護・介護が必要であることが明記されているもの） ※同居親族の介護で②の提出があった場合、被介護者の入室を必要とする証明は省略可能です。	
<input type="checkbox"/> ⑥ 災害	り災証明書の写し	
<b>3 令和4年度（令和3年分）の市区町村民税額が分かるもの</b>		
<input type="checkbox"/> ① 令和4年1月1日現在、さいたま市に居住していた方	次のいずれかの書類 ・令和4年度市民税課税資料の閲覧の同意書 ・令和4年度市民税所得・課税（非課税）証明書（全部事項証明書） ※各区市税の窓口で発行	<b>提出対象者</b> 保護者及び同居の祖父母
<input type="checkbox"/> ② 令和4年1月1日現在、さいたま市に居住していなかった方	令和4年度市町村民税課税（非課税）証明書（市町村民税額・所得・控除内容が記載されているもの） ※令和4年1月1日現在居住していた市区町村で発行	
<b>4 その他</b>		
<input type="checkbox"/> ① 生活保護受給中の方	生活保護受給証明書 ※各区福祉課で発行	<b>提出対象者</b> 保護者及び同居の祖父母
<input type="checkbox"/> ② 中国残留邦人等の支援給付を受給中の方	支援給付受給証明書 ※各区福祉課で発行	
<input type="checkbox"/> ③ 離婚・未婚・死亡による配偶者の不在	戸籍簿本、児童扶養手当証書又は認定通知書の写し、ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し 等	
<input type="checkbox"/> ④ 離婚・未婚・死亡以外の理由による配偶者の不在	各区支援課へお問合わせください。	
<b>5 令和4年分の所得税額が分かるもの</b> ※申込み時期により提出期限が異なります（7ページ参照）。		
<input type="checkbox"/> ① 勤務先から源泉徴収票が発行される方や年金受給者の方で、確定申告する必要がない方	令和4年分源泉徴収票（写し） ※年末調整済のもの	<b>提出対象者</b> 保護者及び同居の祖父母 ※原則二世帯住宅同居祖父母分も必要です。
<input type="checkbox"/> ② 自営業者や複数の勤務先がある方、年金受給者などで、確定申告をする方	令和4年分の所得税の確定申告書の控え（写し）	
<input type="checkbox"/> ③ 源泉徴収票がなく、所得が低いなどの理由で所得税の確定申告ができない方	令和5年度市県民税の申告が必要となります。各区支援課にご相談ください。	

※5の書類は、指導料算定のための必要書類です。選者には影響ありません。

※上記以外の書類を請求させていただく場合がありますので、ご了承ください。

※各証明書類は、提出期限から3か月以内に発行されたものの提出を原則とします。ただし4月入室1次及び2次申込みについては、令和4年10月1日以降に発行されたものを有効とします。

※兄弟姉妹2人以上のお申込みの場合、原本は1部のみ用意し、兄弟姉妹分は写しの提出でも可能です。

※申込書類等の記載事項に虚偽があった場合は、申込みが無効になります。

※申込内容に変更があった場合は、速やかに「申込内容変更届」や「勤務証明書」を各区支援課に提出してください。（7ページ参照）



## ○ 書類の提出期限

申込時期	提出期限（6ページの書類）		
	1～4	5①（令和4年分源泉徴収票の写し） （提出先：各区支援課のみ）	5②・③（令和4年分所得税確定申告書控え等の写し） （提出先：各区支援課のみ）
4月入室 1次申込み	令和4年11月30日（水）【★】 ※以下の場合、 令和5年1月10日（火）まで ・不足書類、受付後の変更 ・転入予定（転入誓約書を含む）	令和5年2月13日（月）	令和5年3月13日（月）
4月入室 2次申込み	令和5年2月13日（月）		
4月入室 随時申込み	2次選考後、欠員が生じた場合に選考を随時行いますので、早めにご提出ください。 ※4月1日入室を希望する場合は、令和5年3月17日（金）までに提出してください。		
5月以降入室 随時申込み	入室希望日の1か月前～入室希望日の属する週の前々週の最終開庁日まで		

※提出期限までに各区支援課へご提出ください。4月入室1次申込みの初回提出【★】に限り、第一希望の放課後児童クラブでもご提出が可能です。

## ○ 申込内容に変更が生じた場合

申込み後又は入室後、以下の変更が生じた場合は、次の書類を必ず提出してください。

提出先は、原則として各区支援課になります。

※1次選考は令和5年1月10日（火）までに提出された書類により、2次選考は令和5年2月13日（月）までに提出された書類により選考を行います。

	変更の内容	必要書類
1	希望する放課後児童クラブを変更・追加する場合	申込内容変更届
2	勤務先・勤務時間・勤務日等、勤務証明書の内容に変更があった場合	申込内容変更届 勤務証明書
3	求職中の方が勤務を開始した場合又は仕事が内定した場合	申込内容変更届 勤務証明書
4	採用予定（内定）や育児休業取得中の方が、勤務を開始した場合	申込内容変更届 勤務証明書
5	仕事を辞めて求職活動をする場合	申込内容変更届 誓約書
6	住所の変更があった場合	申込内容変更届
7	家族構成に変更があった場合 （婚姻・離婚・同居・別居・出産・死亡）	申込内容変更届 他 ※変更内容により必要書類が異なる場合がありますので、各区支援課へお問合わせください。
8	税額（所得税・市町村民税）に変更があった場合	源泉徴収票（写し）、確定申告書の控え（写し）、市町村民税所得証明書のうち、いずれか変更になった内容が反映されているもの
9	入室申込み後、入室の意思がなくなった場合	取下書 ※入室決定した方は、入室日以降の取下はできません。
10	入室を必要とする理由に変更があった場合	申込内容変更届 変更理由に応じた書類（6ページ参照）
11	退室する場合	退室届 ※登室していなくても、退室日までの指導料がかかります。 ※届出日より前の日付での退室はできません。
12	その他	※各区支援課へお問合わせください。

※変更内容により必要書類が異なる場合があります。詳しくは各区支援課へお問合わせください。

# 公設放課後児童クラブ

【市外局番048】

区	名称	所在地	電話番号	定員
西区	宮前放課後児童クラブ	西区宮前町443	622-0844	50
	佐知川放課後児童クラブ	西区佐知川299-16	623-6927	50
	植水放課後児童クラブ	西区中野林174-1	625-1908	30
	馬宮放課後児童クラブ	西区西遊馬533-1	625-8826	30
	栄放課後児童クラブ	西区指扇610-3	625-9779	50
	植水第二放課後児童クラブ	西区中野林225-3	625-6027	30
北区	植竹放課後児童クラブ	北区盆栽町430	652-3247	30
	宮原放課後児童クラブ	北区宮原町4-66-13	667-3808	30
	本郷放課後児童クラブ	北区本郷町1065-3	664-7551	30
	大砂土放課後児童クラブ	北区本郷町17-7	653-2793	50
大宮区	三橋放課後児童クラブ	大宮区三橋2-59	644-2978	40
	天沼放課後児童クラブ	大宮区天沼町1-194	645-7988	30
見沼区	七里放課後児童クラブ	見沼区東宮下392	687-9335	50
	海老沼放課後児童クラブ	見沼区東新井710-78	687-4525	30
	春野放課後児童クラブ	見沼区春野1-7-1	686-6690	40
	東大宮放課後児童クラブ	見沼区東大宮7-5-18	687-4099	50
	東宮下放課後児童クラブ	見沼区東宮下215-1	687-8351	35
中央区	与野八幡放課後児童クラブ	中央区本町東5-23-14	854-5700	40
	鈴谷放課後児童クラブ	中央区鈴谷5-1-1	854-5694	50
	大戸放課後児童クラブ	中央区新中里1-6-28	831-4320	50
	与野本町放課後児童クラブ	中央区本町東3-5-23	854-9332	50
	与野西北放課後児童クラブ	中央区円阿弥4-3-7	857-5889	50
	下落合放課後児童クラブ	中央区上落合1-7-33	858-0947	50
	上落合放課後児童クラブ	中央区上落合4-14-24	858-0938	50
	与野南放課後児童クラブ	中央区大戸6-2-19	831-9536	30
桜区	西浦和放課後児童クラブ	桜区田島2-16-7	863-3160	65
	大久保東放課後児童クラブ	桜区大久保領家331	855-0299	50
	土合放課後児童クラブ	桜区南元宿1-11-1	861-8255	50
	栄和放課後児童クラブ	桜区栄和1-7-1	852-2440	50
	田島放課後児童クラブ	桜区田島10-7-14	866-8930	50
	新開放課後児童クラブ	桜区新開2-18-1	838-2523	50
	神田放課後児童クラブ	桜区神田541-1	857-1118	50
	大久保放課後児童クラブ	桜区五関21	855-9929	50
浦和区	中島放課後児童クラブ	桜区中島1-28-1	857-5125	50
	常盤放課後児童クラブ	浦和区常盤9-30-9	833-8582	50
	上木崎放課後児童クラブ	浦和区上木崎3-11-33	824-5778	50
	仲町放課後児童クラブ	浦和区仲町4-7-6	866-4077	50
	北浦和放課後児童クラブ	浦和区北浦和2-18-3	831-6860	50
	木崎放課後児童クラブ	浦和区領家4-20-1	831-6410	50
	本太放課後児童クラブ	浦和区本太4-3-39	886-2643	50
	針ヶ谷放課後児童クラブ	浦和区領家7-2-19	822-6237	50
	大東放課後児童クラブ	浦和区大東3-14-1	881-6911	50
南区	高砂放課後児童クラブ	浦和区岸町4-1-29	831-0900	50
	岸町放課後児童クラブ	浦和区岸町5-20-4	838-2073	30
	谷田放課後児童クラブ	南区太田窪5-10-6	885-9615	50
	大谷場放課後児童クラブ	南区南浦和1-18-3	887-6788	50
	南浦和放課後児童クラブ	南区南本町1-18-13	866-4788	50
	沼影放課後児童クラブ	南区曲本4-7-6	866-4377	50
	辻放課後児童クラブ	南区辻6-3-28	862-3255	55
	善前放課後児童クラブ	南区太田窪2500-1	882-0720	50
	文蔵放課後児童クラブ	南区文蔵4-19-3	837-8378	50
	大谷口放課後児童クラブ	南区大谷口993-16	881-2781	50
浦和区	浦和別所放課後児童クラブ	南区別所2-15-6	837-5951	50
	大谷場東放課後児童クラブ	南区大谷場2-13-54	883-1255	50
	浦和大利放課後児童クラブ	南区鹿手袋4-1-12	838-1441	50

区	名称	所在地	電話番号	定員
緑区	三室放課後児童クラブ	緑区松木1-4-11	873-7838	50
	中尾放課後児童クラブ	緑区中尾40-1	874-2422	50
	原山放課後児童クラブ	緑区原山1-22-20	886-0199	50
	大牧放課後児童クラブ	緑区東浦和6-13-15	874-0769	50
	大門放課後児童クラブ	緑区大門1361-13	878-4940	50
	道祖土放課後児童クラブ	緑区道祖土1-1-1	885-2513	50
	野田放課後児童クラブ	緑区上野田16	812-3651	35
岩槻区	城北放課後児童クラブ	岩槻区岩槻6619	757-8903	70
	太田放課後児童クラブ	岩槻区仲町1-17-3	756-4487	30
	西原放課後児童クラブ	岩槻区西原4-97	758-8011	70
	城南放課後児童クラブ	岩槻区南下新井1191-1	797-1898	30
	岩槻放課後児童クラブ	岩槻区本町5-6-45	749-4174	30
	慈恩寺放課後児童クラブ	岩槻区慈恩寺259	795-3555	30
	東岩槻放課後児童クラブ	岩槻区諏訪2-6-1	794-6151	40
	和土放課後児童クラブ	岩槻区黒谷1353	797-2670	30
	徳力放課後児童クラブ	岩槻区徳力136-4	794-6106	30
	柏崎放課後児童クラブ	岩槻区柏崎762	797-2705	30
	上里放課後児童クラブ	岩槻区上里2-2	794-5757	40
	新和放課後児童クラブ	岩槻区尾ヶ崎1252	798-7762	30

公設放課後児童クラブのほかに、民設の放課後児童クラブもあります。

- ◎ 民設の放課後児童クラブの一覧・問合せ先等の情報は、  
さいたま子育てWEBをご覧ください。

<http://www.saitama-kosodate.jp/shiritai/category9/2011082200675/>



- ◎ 民設放課後児童クラブのお申込み方法、料金等については、  
各民設放課後児童クラブに、直接お問い合わせください。

民設放課後児童クラブ

- ◎ 公設放課後児童クラブについても、  
さいたま子育てWEBに情報を掲載しています。

<http://www.saitama-kosodate.jp/shiritai/category9/2011100300011/>



公設放課後児童クラブ

- ◎ 公設放課後児童クラブのページでは、  
入室に必要な書類のダウンロードもできます。

- ◎ さいたま市のホームページでも、  
放課後児童クラブの情報をご覧いただけます。

<https://www.city.saitama.jp/007/002/015/index.html>



さいたま市ホームページ

## ○ お申込み・お問合せ先

各区 支援課児童福祉係

区役所	所在地	電話番号	FAX番号
西区	〒331-8587 さいたま市西区西大宮 3-4-2	048 (620) 2661	048 (620) 2766
北区	〒331-8586 さいたま市北区宮原町 1-852-1	048 (669) 6061	048 (669) 6166
大宮区	〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1	048 (646) 3061	048 (646) 3166
見沼区	〒337-8586 さいたま市見沼区堀崎町 12-36	048 (681) 6061	048 (681) 6166
中央区	〒338-8686 さいたま市中央区下落合 5-7-10	048 (840) 6061	048 (840) 6166
桜区	〒338-8586 さいたま市桜区道場 4-3-1	048 (856) 6171	048 (856) 6276
浦和区	〒330-9586 さいたま市浦和区常盤 6-4-4	048 (829) 6139	048 (829) 6239
南区	〒336-8586 さいたま市南区别所 7-20-1 (サウスピア 5階)	048 (844) 7171	048 (844) 7276
緑区	〒336-8587 さいたま市緑区中尾 975-1	048 (712) 1171	048 (712) 1276
岩槻区	〒339-8585 さいたま市岩槻区本町 3-2-5 (ワッツ東館 3階)	048 (790) 0162	048 (790) 0266

※ 民設の放課後児童クラブは各クラブに直接お問合わせください。



さいたま市公式子育て情報サイト

さいたま子育てWEB

<http://www.saitama-kosodate.jp/>

子育てに関する情報を掲載していますので、  
申込みの際には参考としてください。



※この入室案内は16,500作成し、1部当たりの印刷経費は、34.0円(概算)です。